

# 島根県報

号外第九〇号  
平成十五年七月八日  
(火曜日)

## 公安告示

道路の交通に関する規則の一部改正

### 正 誤

平成十五年五月十六日付け島根県報号外第七七号中

### 目 次

一  
二

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第73号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年7月8日

島根県公安委員長 古 瀬 章

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	種 類	摘 要
坂本町16番地先	坂本交差点	プログラム多段式	

を

場	所	種 類	摘 要
坂本町23番地9先	坂本交差点	プログラム多段式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
戸田町1501番地先	小野保健福祉センター東側三差路	押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	種 類	摘 要
日原町大字枕瀬549番地先	枕瀬橋西詰交差点	定周期式	

を

場	所	種 類	摘 要
日原町大字枕瀬554番地7先	枕瀬橋西詰交差点	プログラム多段式	

に改める。

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
大庭町432番地20号先 団原三差路から八束郡東出雲町大字出雲郷1652番地先 出雲郷大橋西詰交差点までの間の市道団原大草線 (1900m) 及び町道出雲郷大庭線 (1900m)	3,800メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等 (路線バス及びマイクロバスを除く。)	午前7時から午後9時まで	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
大草町855番地2先 西方約100mの国道432号三差路の東詰から八束郡東出雲町大字出雲郷1652番地2先 出雲郷大橋西詰交差点の南詰までの間の市道出雲郷大庭線 (1900m) 及び町道出雲郷大庭線 (1900m)	3,800メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等 (路線バス及びマイクロバスを除く。)	午前7時から午後9時まで	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
東神西町410番地先 西方交差点から西神西町67番地1先 三差路までの間の市道浅柄十楽線	1,150メートル	大型貨物自動車等	終日	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
東神西町1038番地先 十楽寺前から西神西町67番地1先 県道との交差点までの間の市道浅柄十楽寺線	350メートル	大型貨物自動車等	終日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の浜田警察署の部浜田市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
長沢町486の33番地先 三差路の北詰	200メートル	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車 (2t以下のものを除く。)	終日	北進禁止

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
長沢町486の33番地先 三差路北詰から長沢町475の1番地先 三差路西詰までの間の市道浜田89号線	200メートル	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車 (2t以下のものを除く。)	終日	

に改める。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘要
東茶町6番地2先 宍道湖大橋北詰交差点から 千鳥町20番地先 三差路までの間の国道431号の南側車線	東 行	390メートル	車 両 (2輪・軽車両を除く。)	終 日	
東茶町6番地2先 宍道湖大橋北詰交差点から 千鳥町20番地先 三差路までの間の国道431号の北側車線	西 行	390メートル	車 両	終 日	

を削る。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の益田警察署の部益田市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘要
有明町2番9号先から同町2番10号先三差路までの間の市道吉田北線	西 行	30メートル	車 両 (2輪・軽車両を除く。)	日曜・休日を除く 午前7時から午前9時まで。 午後5時から午後7時まで。	

を

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘要
有明町2番9号先から 有明町2番10号先 三差路までの間の市道吉田北線	西 行	60メートル	車 両 (2輪・軽車両を除く。)	土曜・日曜・祝日を除く。 午前7時から午前9時まで。 午後5時から午後7時まで。	

に改める。

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町703番地先 扇町交差点の北詰	南進車両の右折西行	車 両 (軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町971番地13先 市道 今市54号西入口交差点	北進車両の右折東行	大型自動車	終 日	

今市町971番地13先 市道 今市54号西 入口交差点	南進車両の 左折東行	大型自動車	終日	
--------------------------------	---------------	-------	----	--

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
長沢町486の33番地先 三差路西詰、同東詰	東進車両の左折北行及び西進車両の右折北行	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車(2t以下(除く。))	終日	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横断歩道数	摘要
坂本町16番地先 坂本交差点	3	

を

場 所	横断歩道数	摘要
坂本町23番地9先 坂本交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道数	摘要
上ノ木10丁目地内 県立フェール入口	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部八束郡の項中

場 所	横断歩道数	摘要
宍道町大字東来待2014番地先 久戸橋西詰交差点	1	
島根町大字加賀346番地先 加賀公民館前交差点	1	

を

場 所	横断歩道数	摘要
宍道町大字東来待2100番地1先 久戸橋南西詰交差点	2	
島根町大字加賀346番地先 加賀公民館東側新橋東詰三差路	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道数	摘要
宍道町大字上来待125番地先 来待小学校西方旧道バイパス合流三差路	1	

六道町大字東来待1995番地 1 先 北側交差点	2	
--------------------------	---	--

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
宇賀荘町115番地 1 先 宇賀荘駐在所北方約100m先三差路	2	
宇賀荘町1093番地先 千代富橋北方約400m先三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部能義郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字母里239番地 5 先 永進橋東三差路	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字母里296番地先 永新橋東方40メートル地点の交差点	1	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
平野町552番地 1 先 交差点	4	
武志町755番地 1 先 交差点	1	
今市町927番地 1 先 鑑町入口交差点	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
平野町552番地 1 先 出雲ホーム北交差点	4	
武志町734番地 1 先 交差点	2	
今市町927番地 1 先 鑑町入口交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
白枝町1261番地先 井原橋北詰交差点	3	
今市町1870番地54先 西側交差点	1	
大島町1001番地 1 先 南方約90メートル地点の交差点	1	

報

根

根

報

大島町629番地 1先 大島中橋北詰交差点	1	
神西沖町2485番地 4先 県立出雲養護学校駐車場前	1	
今市町971番地13先 交差点	1	
西園町4349番地29先 北方交差点	1	
西園町4349番地 6先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	1	
西園町2655番地先 妙見橋東詰右岸堤防道路交差点	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の大田警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字鷺浦1247番地 2先		1	
大社町大字北荒木370番地先		1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大代町大家286番地 4先 南方約70メートル地点の三差路		2	

大代町大家1675番地先 南方約50メートル地点の交差点	4	
大代町大家1503番地 5先 北側三差路	1	
久手町刺鹿2300番地先 北方50メートル地点の三差路	1	
鳥井町鳥井723番地 5先 北側三差路	1	
鳥井町鳥井739番地先	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
邑智町大字粕洲192番地先 交差点		2	
邑智町大字浜原270番地 1先 東方三差路		1	
邑智町大字久保165番地 2先 北東方三差路		1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
田町90番地先 鏡山大橋北詰交差点		2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
下種町1199番地13先	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
日原町大字左鏡地内 万瀬大橋東詰交差点	2	
津和野町大字森村ハ、29番地先	1	
津和野町大字森村地内 津和野大橋南詰交差点	1	
日原町大字枕瀬566の 2 番地先 三差路	2	
津和野町大字山下361番地先 三差路	1	
津和野町大字山下223番地 1 先 三差路	1	

を

場 所

横断歩道設置数

摘 要

日原町大字左鏡652番地 6 先 万瀬大橋南詰交差点	2	
津和野町大字森村ロ127番地先 津和野大橋南詰交差点	2	
日原町大字枕瀬566番地 1 先 三差路	2	
津和野町大字山下222番地 1 先 三差路	2	

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	区間距離	摘 要
東生馬町509番地12先 東生馬交差点から 薦津町309番地先 高専前バス停までの間の南側歩道	700メートル	片 側

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	区間距離	摘 要
玉湯町大字湯町 1 番地 2 先 千石トンネル西側50m地点から 乃白町791番地先 島根県消防学校南交差点までの間の県道浜乃木湯町線	2,000メートル	両 側
安道町大字東来待2100番地 1 先 久戸橋南西詰交差点から 安道町大字上来待125番地先 来待小学校西方旧道バイパス合流 三差路南東側120m地点までの間の北東側歩道	760メートル	片 側

島根町大字野波地内 日御碕神社前から 島根町大字加賀地内 松本橋北詰三差路までの間の南側歩道	3,300メートル	片側
島根町大字加賀地内 加賀小学校バス停前から 島根町大字加賀地内 向田橋南西詰までの間の北側歩道	1,000メートル	片側

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の安来警察署の部安来市の項中

場	所	区間距離	摘	要
宇賀荘町91番地1先	千代富橋東詰交差点から同町665番地5先 北方三差路までの間の主要地方道安来伯太日南線の東側歩道 (400メートル) 及び県道布部安来線の西側歩道 (950メートル)	1,350メートル	片側	側

を

場	所	区間距離	摘	要
宇賀荘町22番地西方主要地方道上から、宇賀荘町624番地東方新御堂三差路までの間の主要地方道安来伯太日南線の東側歩道 (1,205m) 及び県道布部安来線の北側歩道 (950m)		2,155メートル	片側	側

に改める。

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の掛合警察署の部飯石郡の項中

場	所	区間距離	摘	要
三刀屋町大字乙加宮2421番地先 栗原トソネル北口 (広島起点138.735km) から同町大字殿河内929番地先 (広島起点140.78km) までの間の国道54号線の西側歩道		2,045メートル	片側	側

三刀屋町大字殿河内170番地先 (広島起点140.62km) から同39番地先 (広島起点141.82km) までの間の国道54号線の西側歩道	1,200メートル	片側
頓原町大字花栗6番地先から同231番地先までの間の国道54号線の東側歩道	1,100メートル	片側

を

場	所	区間距離	摘	要
三刀屋町大字乙加宮2421番地先 栗原トソネル北口 (広島起点138.735キロメートル) から三刀屋町大字殿河内39番地先 (広島起点141.82キロメートル) までの間の国道54号線の西側歩道		3,085メートル	片側	側
頓原町大字花栗6番地先 (広島起点113.15キロメートル) から頓原町大字花栗252番地北方約500m (広島起点115.55キロメートル) までの間の国道54号線の東側歩道		2,400メートル	片側	側

に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
三刀屋町大字乙加宮1212番地12先 鍋山橋南詰から 三刀屋町大字乙加宮1300番地1先 三刀屋衛生社前三差路までの間の県道三刀屋佐田線の東側歩道		500メートル	片側	側

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	区間距離	摘	要
今市町703番地先 扇町交差点から同町155番地先 出雲市役所前交差点までの間の主要地方道出雲市停車場線		400メートル	両側	側



を

場	所	区間距離	摘	要
今市町982番地1先 JR出雲市駅北口交差点から今市町155番地先 出雲市役所前交差点までの間の主要地方道出雲市停車場線		640メートル	両	側

に改める。

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場	所	区間距離	摘	要
邑智町大字浜原270番地1先から 同町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点までの間の国道375号の西側歩道		2,100メートル	片	側

を

場	所	区間距離	摘	要
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路から 同町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点までの間の国道375号の西側歩道		2,760メートル	片	側

に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
邑智町大字粕洲80番地2先 南東交差点から 同町大字粕洲192番地先 交差点までの間の国道375号線の南側歩道		230メートル	片	側
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路から 同町大字粕洲168番地先 邑智町役場南西三差路までの間の国道375号線の北側歩道		690メートル	片	側

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	区間距離	摘	要
柿木村大字下須679番地先から 同54番地先 までの間の国道187号線の西側歩道		550メートル	片	側

日原町大字枕瀬566の2番地先 三差路から 同町大字枕瀬京都起点520.5キロメートル地点までの間の国道9号線の東側歩道		280メートル	片	側
--	--	---------	---	---

津和野町大字山下361番地先 三差路から同町大字山下854番地先 西方100メートル地点までの間の県道日原須佐線（100メートル）及び津和野田万川線（600メートル）の北側歩道		700メートル	片	側
--	--	---------	---	---

津和野町大字中川405番地先 木部中学校南方200メートルから同町大字山下180番地 北方100メートルまでの間の主要地方道津和野田万川線		700メートル	片	側
---	--	---------	---	---

柿木村大字下須625番地先から 同地内滝飛橋北詰までの間の国道187号の西側歩道		1,500メートル	片	側
--	--	-----------	---	---

を

場	所	区間距離	摘	要
柿木村大字下須679番地2先 可部橋南詰から 柿木村大字下須54番地先までの間の国道187号線の西側歩道		3,000メートル	片	側
日原町大字枕瀬566番地1先 三差路から 同町大字枕瀬554番地7先 JR日原駅北側入口三差路までの間の国道9号の東側歩道		280メートル	片	側

津和野町大字山下854番地先 南方約100メートル地点から 町大字中川405番地先 木部中学校南方約200メートル地点まで の間の主要地方道津和野田万川線の西側歩道	1800 メートル	片 側
--	--------------	--------

に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
六日市町大字按月159番地先 新按月橋南詰三差路から 六日市町大字七日市499番地5先 七日市駐在所前交差点までの間 の按月農道の西側歩道		200 メートル	片 側	
六日市町大字七日市498番地先 七日市大橋西詰から 町大字七日市478番地1先までの間の国道187号線の南側歩道		180 メートル	片 側	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）  
の松江警察署の部松江市・八東郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区間距離	摘 要
野原町555番地1先 本庄中学校 入口三差路東方50メートル地点か ら美保関町大字森山地区内 境水道 大橋第1橋脚（島根県側）と第2 橋脚（鳥取県側）の中央までの間 の国道431号線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引②） ③を除く。	終 日	14,120 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区間距離	摘 要
野原町555番地6先 本庄中学校 入口三差路東方50m地点から 手 角町485番地5先までの間の国道 431号	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引②） ③を除く。	終 日	2,500 メートル	
手角町58番地先から 美保関町大 字下宇部尾872番地4先 町民体 育館北方三差路までの間の国道431 号	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引②） ③を除く。	終 日	1,000 メートル	
手角町485番地5先から 手角町 58番地先までの間の国道431号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	1,050 メートル	
美保関町大字下宇部尾903番地6 先から 美保関町大字下宇部尾133 番地6先までの間の国道431号	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引②） ③を除く。	終 日	750 メートル	
美保関町大字森山22番地1先から 美保関町大字森山地区内 境水道大 橋第1橋脚（島根県側）と第2橋 脚（鳥取県側）の中央までの間の 国道431号	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引②） ③を除く。	終 日	6,700 メートル	
美保関町大字下宇部尾872番地4 先 町民体育館北方三差路から 美保関町大字下宇部尾903番地6 先までの間の国道431号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	1,000 メートル	

美保関町大字下宇部尾133番地6先から 美保関町大字森山22番地1先までの間の国道431号	50キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	1,100メートル	
---	----------	---	----	-----------	--

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の松江警察署の部八東郡の項中

鹿島町大字佐陀本郷679番地先 本郷橋北詰交差点から 同町大字古浦38番地1先 までの間の町道	40キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	2,200メートル	
---	----------	---	----	-----------	--

を

鹿島町大字佐陀本郷679番地先 本郷橋北詰交差点から 鹿島町大字古浦602番地7先 県道大野魚瀬恵曇線交差点までの間の町道	40キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	2,300メートル	
玉湯町大字湯町1番地2先 トソネル西側50m地点から 玉湯町大字湯町44番地4先 東方30m地点までの間の県道浜乃木湯町線	40キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	450メートル	

玉湯町大字湯町1番地2先 トソネル西側50m地点から 市乃白町791番地先 島根県消防学校南交差点までの間の県道浜乃木湯町線	50キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	2,000メートル	
--	----------	---	----	-----------	--

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の安来警察署の部安来市の項中

安来町地内 城谷橋東詰交差点から 宇賀荘町1086番地先 までの間の主要地方道安来伯太日南線	50キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	3,200メートル	
--	----------	---	----	-----------	--

を

宇賀荘町1086番地先 から 清井町343番地先までの間の主要地方道安来伯太日南線	40キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	800メートル	
安来市清井町331番地4先 宇賀荘大橋東詰交差点から 能義郡伯太町大字西母里543番地先 市場尻橋西詰交差点までの間の主要地方道安来伯太日南線	50キロメートル	車 （緊急自動車、 原付、けん引①、 けん引②、③を除く。）	終日	4,160メートル	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
安来町741番地1先 城谷橋東詰 交差点から 能義郡伯太町大字西 母里543番地先 市場尻橋西詰交 差点までの間の主要地方道安来伯 太日南線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	8,160 メートル	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)の  
の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
芦渡町1653番地1先 交差点から 芦渡町1236番地1先 地点までの 間の市道	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	1,000 メートル	
芦渡町1236番地1先 から下古志 町1728番地2先 南西約500メー トル地点までの間の市道	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	400 メートル	

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)  
の川本警察署の部邑智郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
邑智町大字湯杓353番地3先から 同町大字粕刈67番地先 邑智高校 下までの間の国道375号線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	3,300 メートル	
邑智町大字浜原270番地1先から 大和村大字柳村16番地7先 信喜 橋東詰までの間の国道375号線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	5,160 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
邑智町大字湯杓353番地3先から 同町大字粕刈192番地先 北東約 40m地点の間の国道375号線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	3,790 メートル	
邑智町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点から大和村大字柳村 16番地7先 信喜橋東詰までの間 の国道375号線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	3,060 メートル	

に改め、同項に次のように加える。

報 告 根 拠

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
邑智町大字粕淵192番地先 北東 約40m地点から 同町大字浜原270 番地1先 東方三差路までの間の 国道375号線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	1,140 メートル	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）  
の浜田警察署の部浜田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
佐野町イ324番地5先 佐野小学 校前交差点から 同町イ673番地 先までの間の主要地方道浜田八重 可部線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	800 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
佐野町イ324番地5先 佐野小学 校前交差点から 佐野町665番地 3先までの間の主要地方道浜田八 重可部線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	1,500 メートル	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）  
の浜田警察署の部那賀郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
旭町大字市木2272番地1先 邑智 郡境界から同町大字市木2426番地 先までの間の主要地方道浜田八重 可部線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	980 メートル	

旭町大字市木2426番地先 から同  
町大字市木3877番地先 市木橋南  
詰までの間の主要地方道浜田八重  
可部線

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
旭町大字市木2272番地1先 邑智 郡境界から 同町大字市木2487番 地先 早水交差点西詰までの間の 主要地方道浜田八重可部線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	1,380 メートル	
旭町大字市木2487番地先 早水交 差点西詰から 旭町大字市木3877 番地先 市木橋南詰までの間の主 要地方道浜田八重可部線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	2,520 メートル	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）  
の津和野警察署の部鹿足郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田津和野バイパス 入口三差路から同町大字後田錦橋 西詰までの間の主要地方道救津和 野線	30キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終 日	700 メートル	
津和野町大字後田イ42番地先 鉄 砲町踏切道から同町大字鷲原イ632 番地先鷲原橋北詰三差路までの間 の主要地方道救津和野線	30キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終 日	3,800 メートル	
津和野町大字後田イ42番地先 鉄 砲町踏切から同町大字寺田1031の 3番地先 北方約50メートル地点 までの間の町道鉄砲丁耕田線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引②、 ③を除く。)	終 日	2,200 メートル	
柿木村大字下須1360の1番地先か ら 同村大字柿木53番地8先まで の間の国道187号線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引②、 ③を除く。)	終 日	6,500 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田767番地1先 京都起点530.3キロメートルの国 道9号三差路から 津和野町大字 森村イ415番地先 三差路までの 間の主要地方道救津和野線	30キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終 日	2,200 メートル	

津和野町大字森村イ415番地先 三差路から 津和野町大字高峯558 番地9先 三差路までの間の主要 地方道救津和野線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引②、 ③を除く。)	終 日	2,600 メートル	
津和野町大字後田イ36番地先 錦 橋西詰三差路から 津和野町大字 寺田1031番地2先 北方約150メー トルまでの間の町道鉄砲丁耕田線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引②、 ③を除く。)	終 日	2,200 メートル	
柿木村大字下須54番地先から 柿 木村大字柿木53番地8先 までの 間の国道187号線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動車、けん引①、 ②、③を除く。)	終 日	3,000 メートル	

に改める。

別表第9 (法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための  
右側部分はみ出し通行禁止場所) の松江警察署の部松江市・八束郡の項中

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
西川津町615の4番地先 笠無橋西方100m地点から 美 保関町大字下宇部尾527の11番地先 までの間の国道431 号線	11,000 メートル	終 日	
美保関町大字下宇部尾460番地先から 美保関町大字森 山535番地8先 までの間の国道431号線	4,150 メートル	終 日	

を

報 根 島

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
坂本町23番地9先 坂本交差点から 美保関町大字森山535番地8先 までの間の国道431号		14,100メートル	終日	
西川津町612番地1先 笠無橋西方100m地点から 坂本町23番地9先 坂本交差点までの間の市道坂本西持田線		1,800メートル	終日	

に改める。

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字浜原270番地1先から 大和村大字潮村16番地7先 信喜橋東詰までの間の国道375号線		5,160メートル	終日	

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字粕洲67番地先 邑智高校教員住宅前から 大和村大字潮村16番地7先 信喜橋東詰までの間の国道375号線		6,820メートル	終日	

に改める。

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
佐野町4324番地5先 佐野小学校前交差点から 佐野町665番地3先までの間		1,500メートル	終日	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
竹矢町675番地6先 国道9号松江道路下り側道京都起点326.0キロメートル東方20メートル地点の交差点		南詰・北詰		
竹矢町847番地1先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.9キロメートル東方30メートル地点の三差路		南詰・北詰		
竹矢町1261番地2先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.7キロメートル地点の三差路		北詰		

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
竹矢町675番地6先 国道9号松江道路下り側道京都起点326.0キロメートル東方20メートル地点の三差路		南詰		
竹矢町847番地1先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.9キロメートル東方30メートル地点の交差点		南詰・北詰		
竹矢町1261番地2先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.7キロメートル地点の交差点		南詰・北詰		

に改める。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

報

根

報

報

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
宍道町大字上来待125番地先 バス合流三差路	来待小学校西方旧道バイ パス	東 詰	
宍道町大字東来待1995番地 1 先	北側交差点	北東詰・南西詰	
宍道町大字東来待2100番地 1 先	久戸橋南西詰交差点	南東詰	
島根町大字加賀346番地先	加賀公民館東側新橋東詰三 差路	西 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
宇賀荘町115番地 1 先	宇賀荘駐在所北方約100m先三差 路	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察署の部能義郡の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
伯太町大字母里239番地 5 先	永進橋東三差路	北	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
伯太町大字母里296番地先	永新橋東方40メートル地点 の交差点	南詰・北詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
伯太町大字安田1877番地 1	伯太大橋西詰交差点	西 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の掛合警察署の部飯石郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
掛合町大字波多141番地先	地主尻橋北詰三差路	南 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
武志町189番地先	一畑電鉄川跡駅西交差点	南・北	
今市町927の1番地先	三差路	西 詰	
西園町919番地10先	交差点	南詰・北詰	



を

西園町3396番地47 前交差点	北詰・南詰	
------------------	-------	--

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
武志町734番地 1 先 交差点	北詰・南詰	
今市町927番地 1 先 鑑町入口交差点	西 詰	
西園町972番地 2 先 崎屋ふれあい会館西方交差点	東 詰	
西園町3396番地47先 北方交差点	西 詰	

に改め、

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
西園町3522番地19先 北側交差点	東 詰	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
今市町1870番地24先 交差点	北 詰	
東神西町880番地 7 先 交差点	東 詰	

神西沖町1887番地 2 先 東方交差点	東詰・西詰	
白枝町1261番地先 井原橋北詰交差点	南 詰	
浜町57番地先 南西交差点	西 詰	
浜町57番地先 井原橋北詰交差点	北詰・南詰	
浜町57番地先 北方約100メートル地点交差点	西 詰	
浜町12番地 6 先 北方約30メートル地点三差路	北 詰	
浜町57番地先 北西約200メートル地点交差点	北詰・南詰	
浜町57番地先 西南西約150メートル地点交差点	北詰・南詰	
西園町4349番地29先 北方交差点	北 詰	
西園町4349番地 6 先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	北詰・南詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の大社警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
大社町大字遙埴450番地 1 先 遙埴郵便局前三差路	西 詰	

大社町大字遙堀771番地 3 先 南側交差点	南 詰	
大社町大字入南1521番地 2 先 北側三差路	東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
鳥井町鳥越132番地 1 先 東方50メートル地点の交差点	東 詰	
鳥井町鳥越130番地11先 三差路	東 詰	
鳥井町鳥越173番地 1 先 東方50メートル地点の三差路	西 詰	
鳥井町鳥越173番地 1 先 三差路	北 詰	
久手町波根西1952番地 3 先 交差点	南詰・北詰	
大代町大家286番地 4 先 南方約70メートル地点の三差路	北 詰	
大代町大家1675番地先 南方約50メートル地点の交差点	北詰・南詰	
大代町大家1503番地 5 先 北側三差路	北 詰	
久手町刺鹿2300番地先 北方50メートル地点の三差路	南 詰	

鳥井町鳥井723番地 5 先 北側三差路	南 詰	
----------------------	-----	--

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
邑智町大字粕洲192番地先 交差点	北東詰・南西詰	
邑智町大字浜原270番地 1 先 東方三差路	西 詰	
邑智町大字久保165番地 2 先 北東方三差路	北東詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
日脚町204番地 2 先 三差路	南 詰	
田町90番地先 鏡山大橋北詰交差点	東詰・西詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
弥栄村大字三里イ323番地7先	三里橋北方交差点	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の益田警察署の部益田市の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
昭和町イ415番3先	島根県立石見高等看護学院先三差路	北	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
昭和町20番15号	島根県立石見高等看護学院先三差路	北 詰	

に改める。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
日原町大字枕瀬566の2番地先	三差路	東	
日原町大字枕瀬549番地先	三差路	東	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
日原町大字枕瀬566番地1先	三差路	東 詰	
日原町大字枕瀬554番地7先	JR日原駅北側入口三差路	東 詰	

に改める。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
今市町931番地16先前から 8先 西側約27メートル地点までの主 要地方道出雲市停車場線	今市町927番地	車 （枠内の客 待ちタクシー を除く。）	午後9時 から午前 2時まで	27 メートル	
今市町931番地16先前から 8先 西側約27メートル地点までの主 要地方道出雲市停車場線	今市町927番地	車 （二輪のもの を除く。）	午前2時 から午後 9時まで	27 メートル	
今市町930番地1先前から 1先 東側約25メートル地点までの主 要地方道出雲市停車場線	今市町931番地	車 （枠内の客 待ちタクシー を除く。）	午後9時 から午前 2時まで	25 メートル	
今市町930番地1先前から 1先 東側約25メートル地点までの主 要地方道出雲市停車場線	今市町931番地	車 （二輪のもの を除く。）	午前2時 から午後 9時まで	25 メートル	

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
邑智町大字粕洲67番地先 宅前から 同町大字粕洲192番地先 方約40m地点までの間の国道375線	邑智高校教員住宅 北東	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	490 メートル	

別表第12 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の津和野警察署の部陸足郡の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田 津和野バイパス入口三 差路から 同町大字後田錦橋西詰までの間 の県道萩津和野線	津和野バイパス入口三 差路から 同町大字後田錦橋西詰までの間 の県道萩津和野線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	700 メートル	
津和野町大字鷺原イ632番地先 三差路から 同町大字寺田1031の3番地 先 北方50メートル地点までの間の主要地 方道萩津和野線 (3,800メートル) 及び町 道鉄砲丁耕田線 (2,200メートル)	鷺原橋北 詰三差路から 同町大字寺田1031の3番地 先 北方50メートル地点までの間の主要地 方道萩津和野線 (3,800メートル) 及び町 道鉄砲丁耕田線 (2,200メートル)	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	6,000 メートル	

を

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田767番地1先 530.3キロメートルの国道9号三差路から 津和野町大字高峯558番地9先 での間の主要地方道萩津和野線	京都起点 三差路から 三差路ま での間の主要地方道萩津和野線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	4,800 メートル	
津和野町大字後田イ36番地先 差路から 津和野町大字寺田1031番地2先 北方約150メートル地点までの間の町道鉄 砲丁耕田線	錦橋西詰三 差路から 津和野町大字寺田1031番地2先 北方約150メートル地点までの間の町道鉄 砲丁耕田線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	2,200 メートル	

に改める。

別表第22 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第50条第 2 項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分 (停止禁止部分) として区画する場所) の

松江警察署の部松江市の項中

場	所	摘 要
殿町 2 番地先	松江警察署西入口前	

を削る。

別表第22 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第50条第 2 項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分 (停止禁止部分) として区画する場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

場	所	摘 要
石見町大字矢上938番地2先 署石見出張所前	江津市外 7 町村消防組合川本消防 付島根県公安委員 会告示第50号	平成15年 5 月16日 付島根県公安委員 会告示第50号

を削る。

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場	所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
坂本町16番地先	坂本交差点	3	

を

場	所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
坂本町23番地9先	坂本交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
上乃木10丁目地内	県立ゾール入口	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
宍道町大字上来待125番地先	来待小学校西方旧道バイパス合流三差路	1	
宍道町大字東来待1995番地1先	北側交差点	2	
宍道町大字東来待2100番地1先	久戸橋南西詰交差点	2	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
宇賀荘町115番地1先	宇賀荘駐在所北方約100m先三差路	1	
宇賀荘町1093番地先	千代富橋北方約400m先三差路	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部能義郡の項中

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
伯太町大字東母里239番地5先	永進橋東三差路	1	

を

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
伯太町大字母里296番地先	「永新橋」東方40メートル地点の交差点	1	

に改める。

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
平野町552番地1先	出雲ホーム北交差点	4	
白杖町1261番地先	井原橋北詰交差点	3	
武志町734番地1先	交差点	1	
今市町971番地13先	交差点	1	
今市町927番地1先	鑑町入口交差点	1	
今市町703番地先	扇町交差点	4	

西園町4349番地 6先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	1	
西園町2655番地先 妙見橋東詰右岸堤防道路交差点	1	

別表第26 (法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所) の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
邑智町大字粕洲192番地先 交差点	2	
邑智町大字浜原270番地 1先 東方三差路	1	
邑智町大字久保165番地 2先 北東方三差路	1	

別表第26 (法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
津和野町大字山下362番地 3先 三差路	1	
津和野町大字山下222番地 1先 三差路	1	

田 部 郡

たの。

区 画	段 階	箇 所
一	上	島根県公安委員会告示第五十号
一八	下	
二	上	
二二	下	

箇 所	田 部 郡
六日市大字七日市961番地先 七日市小学校入口交差点	六日市町大字七日市961番地先 七日市小学校入口交差点

区間距離	1000
メートル	

区間距離	970
メートル	

場 所	場 所
日原町大字左鏡2557番地先大魚トンネル西方約300メートルから同町大字左鏡2557番地先 大魚トンネル東方約300メートルまでの間の国道187号	日原町大字左鏡2557番地先大魚トンネル西方約300メートルから同町大字左鏡2557番地先 大魚トンネル東方約300メートルまでの間の国道187号

場 所	場 所
津和野町大字直地251番地 2先 京都起点527.0キロメートルから同町大字野坂山口県境界までの間の国道9号	津和野町大字直地251番地 2先 京都起点527.0キロメートルから同町大字中座山口県境界までの間の国道9号

平成十五年五月十六日付け島根県報号外第七七号中に誤りがあったので次のように訂正

一一一

上

場 所

日原町大字日原38番地先  
日原大橋東詰交差点南方  
約200メートルから同町  
大字枕瀬橋西詰交差点ま  
での間の国道187号

場 所

日原町大字日原38番地先  
日原大橋東詰交差点南方  
約200メートルから同町  
大字枕瀬54番地7先  
枕瀬橋西詰交差点までの  
間の国道187号

平成十五年七月八日印刷  
平成十五年七月八日発行

毎週火・金曜日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)